

明石市告示第 81 号

令和 7 年 3 月 28 日

明石市長 丸谷 聡子



地域計画の公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画を定めたので、同条第 8 項の規定に基づき次のとおり公告する。

1 地域計画を定めた地区

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| ①上西地区 | ②東江井地区 | ③西江井・福田地区 |
| ④清水・浜西地区 | ⑤鳥羽新田地区 | ⑥中之番・大窪地区 |
| ⑦松陰地区 | ⑧長池地区 | ⑨清水新田地区 |
| ⑩松陰新田地区 | ⑪魚住東部農用地区 | ⑫金ヶ崎北地区 |
| ⑬西島・中尾地区 | ⑭天郷地区 | ⑮馬坂ノ上地区 |
| ⑯大澤地区 | ⑰戌亥谷地区 | |

2 地域計画の内容

別紙のとおり